

実際の利用は来年1月に開始

マイナンバーの利用が国の機関や地方公共団体などで始まるのは、来年1月。それ以降、社会保障・税・災害対策の分野では、申請書等へマイナンバーの記載が求められることがあります。税の手続きでは、証券会社、保険会社などの金融機関から

もマイナンバーの提出を求められる場合があります。また会社にお勤めの方は、勤務先にご自身や扶養親族などのマイナンバーを提出する必要があります。

主なスケジュールと利用イメージ

今年 10月以降 **マイナンバーの通知**
10月5日時点の住民票の住所宛てに「通知カード」送付。「個人番号カード」希望の方は交付申請開始。

平成28年 1月 **マイナンバーの利用開始**
社会保障・税・災害対策の分野で利用開始。申請者への「個人番号カード」交付開始。

平成29年 1月 **個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）運用開始**
マイナンバーを含む自分の情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのか確認可能に。行政機関からのお知らせも受け取れるように。
☆マイナポータルの利用には「個人番号カード」が必要

平成29年 7月 **地方公共団体等も含めた情報連携を開始**
情報連携により、みなさんの暮らしがもっと便利に。医療保険、福祉等の申請時、用意する書類が減ります。

将来的には、マイナポータルにこんなメリットも（予定）

- 予防接種の履歴、確定申告に必要な情報などをネットで取得可能に
- 引っ越しに必要な複数の届け出が、パソコンでまとめてできるように

こんなメリットも
印鑑証明書・住民票を
コンビニで発行

個人番号カード（顔写真付きのICカード）は、機構に申請すると交付が受けられます。

身分証明書になる他、健康保険証などの機能追加が検討されています。

☆スマートフォンやタブレットからのアクセスも可能になる予定

マイナポータルは、自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイトです。

取得可能な情報（予定）

- 年金など、各種社会保険料の支払い状況
- 行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴
- 制度改定などのお知らせ
- 受け取ることのできる各種給付のご案内

もっと知りたい マイナンバー制度 Q & A

Q1 通知カードが届きません

A1 届かない理由と対処法などを確認してみてください。

届かない主な理由	対処法
郵便局に転送依頼をしていない（10月5日時点の住民票の住所とは異なる所に住んでいる）	区役所に返戻されてから、年内に改めてお知らせするのでお待ちください
簡易書留（転送不要で送るため転送はされません）	
簡易書留の配達時留守だと受け取れません（ピンク色の不在通知票が届きます）	不在通知票が届いていたら、郵便局に必ず連絡してください
日中は仕事などで家に不在がち	不在通知票が届いていたら、郵便局に必ず連絡してください

Q3 国や区の機関で、自分の個人情報に勝手に使われないか心配です

A3 個人情報には、今までどおり分散して管理（年金の情報は年金事務所、国税の情報は税務署など）し、特定の機関が一括所有することはありません。また、情報にアクセスできる人は制限・管理され、行政機関間の通信は暗号化されます。勝手に使われる心配はありません。また、マイナポータルにより、自分の個人情報をどの行政機関が何のために確認したかを知ることができます。

Q5 「個人番号カード」を持つと何かメリットがあるのですか

A5 書面の提出やさまざまな本人確認の場面で利用できるメリットがあります。更に将来は、次のような利用が広がる見込みです。

- ・各種民間オンライン取引、口座開設（オンラインバンキング、各種民間のオンライン取引での利用）
- ・引っ越しに必要な手続きをワンストップ（一か所）で など

Q6 個人番号カードをなくしたら、どうすればいいのですか

A6 万一、紛失・盗難にあった場合には、クレジットカード等のように24時間365日、コールセンターで対応します。なお、個人番号カードのICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報は入っていません。また、カードには、顔写真やパスワードが設定されており、もともと不正利用されるリスクは限定的です。

Q2 「住基カード」を持っていきますか

A2 有効期限までは引き続き身分証明書として使えます。ただし、「個人番号カード」との重複所持はできません。個人番号カードを希望する場合は、申請してください。交付時には、住基カードを回収します。

家に居ることがほとんどなのに郵便局が訪ねて来た形跡もない	簡易書留の発送は、一斉ではなく、順次行われるので、あなた宛ての通知はもう少し先の可能性があります	そのままお待ちください
そのまますぐに届いていない	12月になってから届かない場合は区のコールセンターへ問い合わせを	

Q4 他人が私のマイナンバーを使う「なりすまし」の被害に遭う恐れはないですか

A4 マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードだけでは本人確認は完了せず、本人の身元確認（運転免許証、パスポートなど）と、本人の番号確認（通知カード、番号付きの住民票の写しなど）での本人確認が、法律により義務付けられています。よって、マイナンバーの流出により、なりすまし等の不正使用の被害が発生するとは考えにくいです。なお、個人番号カードを取得すれば、複数の本人確認書類は不要になります。

Q7 個人番号カードの申請が面倒です

A7 通知カードに、申請書・返信用封筒が同封されるので、記入して顔写真を貼り、郵便ポストに入れば申請できます。また、スマートフォンを利用した便利なオンライン申請も可能です。

事業者のみなさんも準備を

マイナンバー制度が始まると、従業員を雇用している事業者では、社会保険の手続きや源泉徴収票の作成等の際に従業員のマイナンバーを取り扱うこととなります。

マイナンバーの取り扱いのルール確認を

従業員などのマイナンバーの取得、利用・提供、保管、廃棄にはルールがあります。事業者向けの案内やガイドラインは、政府広報オンライン [HP](#) で確認するか、5ページのコールセンターへ問い合わせを。

法人には法人番号が通知されます

10月から国民一人ひとりに通知されるマイナンバーとは別に、「株式会社」「有限会社」等の法人や国の機関、地方公共団体などには、13桁の法人番号が国税庁から通知されます。この法人番号は国税庁「法人番号公表サイト」で「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」とともに公表され、誰でも自由に確認、利用ができます。

事業者の方向けの説明会にご参加を

業務改善担当／6階 電話 32228(8)8299 FAX 32228(8)5646
マイナンバー制度導入に当たり必要となる事業者の準備等について説明します。
日時 10月16日(金)午前10時～11時半
会場 産業振興センター(中野2-13-14)
☆中野税務署と共催。当日直接会場へ

分からないことはそれぞれのコールセンターへ電話を

①マイナンバー制度全般について（国設置）

日本語 ☎0570(20)0178
英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語 ☎0570(20)0291
☆いずれも全国共通ナビダイヤル。来年3月31日までの平日＝午前9時半～午後10時、土・日曜日、祝日＝午前9時半～午後5時半（年末年始を除く）

②通知カード・個人番号カード全般について（国設置）

日本語 ☎0570(783)578
英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語 ☎0570(064)738
☆来年3月31日までの平日＝午前8時半～午後10時、土・日曜日、祝日＝午前9時半～午後5時半（年末年始を除く）、来年4月1日以降＝平日のみ8時半～午後5時半

ホームページもご利用を

- ・内閣官房 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>
- ・国税庁 <http://www.nta.go.jp/mynumber/info/houjinbangou/index.htm>

③制度概要、通知カード・個人番号カードに関する中野区の対応全般（中野区設置） ☎(3228)5425

☆12月28日までの平日午前8時半～午後5時

